新潟市水道局防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第5号

新潟市水道局防火管理規程の一部を改正する規程

新潟市水道局防火管理規程(昭和63年新潟市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「秋葉事業所 秋葉事業所長」を「秋葉庁舎 秋葉料金事務所長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条第1項関係)

防火管理責任者一覧表

- 1 各所属の長にあるもの。
- 2 前項によりがたい場合は、防火管理者が定める。

	室名	課名等
地階	雑品庫・備品庫・雑庫・休憩室	総務課
	清掃員控室・書庫	総務課
	書庫	経理課
	書庫・倉庫	営業課
	書庫	経営管理課
	書庫	中央料金事務所
	書庫	管路第2課
	書庫	中央工事事務所

	地 账 井 田 郊 八	◇ ◇ ☑ 夕 ≑田
	地階共用部分	総務課
階	宿直室・別棟1階全部	総務課
	作業室・電算室	営業課
	入札室	経理課
	中央料金事務所・書庫・1 階共用部分	中央料金事務所
二階	経営管理課	経営管理課
	計画整備課・会議室	計画整備課
	技術管理室	技術管理室
	浄水課・会議室	浄水課
	組合事務室・休養室・更衣室・2階共用部分	総務課
三階	管理者室・総務部長室・総務課・応接室	総務課
	第3会議室・総務課分室	総務課
	経理課	経理課
	営業課	営業課
	3 階共用部分	総務課
塔屋	修養室	総務課
別館	技術部長室・管路第1課	管路第1課
	更衣室・ガスメータ室	総務課
	管路第1課会議室	管路第1課
	管路第1課書庫	管路第1課
	メーター室	営業課
	委託者作業室	中央料金事務所
	共用部分	管路第1課

分庁舎	1 階全室	中央工事事務所			
舎	2階全室	管理第2階			
水道	研修室・講師控室・更衣室・共用部分・実技室	総務課			
水道研修センター	倉庫	中央工事事務所			
東庁舎	全室	総務課			
秋葉	秋葉庁舎1階	秋葉料金事務所			
秋葉庁舎	秋葉庁舎2階	秋葉工事事務所			
北工事事務所庁舎	全室	北工事事務所			
その	メーター倉庫・メーター置場	営業課			
他施設	水道研修センター発電機室	総務課			
事業場	青山浄水場・南山配水場(管理館を含む。)。・	青山浄水場			
場	内野配水場				
	信濃川浄水場・信濃川取水場	信濃川浄水場			
	阿賀野川浄水場・竹尾配水場・南浜配水場・内島	阿賀野川浄水場			
	見配水場				
	満願寺浄水場・秋葉配水場・長峰配水場・二本松	満願寺浄水場			
	配水場・二本松ポンプ場・金津配水場・金津ポン				

プ場・松ヶ丘配水場	
戸頭浄水場	戸頭浄水場
巻浄水場(西蒲工事事務所執務室及び会議室を除	巻浄水場
く。)巻浄水場・稲島配水場・岩室送水ポンプ	
場・岩室配水場・間瀬送水ポンプ場・間瀬第1配	
水場	
水質管理センター	水質管理課
西蒲工事事務所執務室・会議室	西蒲工事事務所

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第4条第1項関係)

防火検査員一覧表

本局 秋葉庁舎 信濃川浄水場	防火管理者 防火管理者 防火管理者																
		区			5	分区	j	火	検	į	查	員	対	象	事	業	場
		-建	築	物;	施言	设 区	ĵ	火	責	:	任	者	北青	工 工 山	浄	庁 庁 所 所 水	場
		電	灵	· 記	殳 仿	带 電	i :	気	主 任	: Đ	技 術	者	信阿満戸巻信巻	願頭	野 川 寺 浄 浄	净净 水 水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水	場場場場場場場場
		危	険	物;	施言	设 危	i B	剣 物	保急	安!	監督	者	卷南南竹内秋長	山浜尾野葉峰本	语	水水水水水水水	場場場場場場
		火	気値	吏用	設值	前防	j	火	責	£	任	者	一金内松岩間稲	津島ヶ室瀬島	見丘 配 1 配	水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水	場
		消	防	用;	設備	前防	j	火	責		任	者	二金岩間水	本津芝瀬質	松ポ水水理	ンプンプンプランプランプランプランプランプランプランフランフランフランファンティンファンティンファンティンファンティンファンティンファンティンファンティンファンティンファンスティンファンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアン	場場が場

別表第3中

Γ

自衛消防隊副隊長	経営企画部長・総務部長・技術部長・中央事業所長
	秋葉事業所長

」を

Γ

自衛消防隊副隊長 総務部長・技術部長

」に改める。

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2 (第5条関係)

自衛消防隊班別表

班	班長	班	班長
1	経営管理課長	1 2	青山浄水場長
2	総務課長	1 3	信濃川浄水場長
3	経理課長	1 4	阿賀野川浄水場長
4	営業課長	1 5	満願寺浄水場長
5	技術管理室長	1 6	戸頭浄水場長
6	中央料金事務所長	1 7	巻浄水場長
7	秋葉料金事務所長	1 8	水質管理課長
8	計画整備課長	1 9	中央工事事務所長
9	管路第1課長	2 0	秋葉工事事務所長
1 0	管理第2課長	2 1	北工事事務所長
1 1	浄水課長	2 2	西蒲工事事務所長

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。